

現行再建法制の対象会計の範囲

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

- ・公債管理特別会計
- ・母子寡婦福祉資金特別会計 など

公営事業会計

- 収益事業
- 公立大学附属病院事業
- 地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業
 - ・法非適介護サービス事業
 - ・法非適有料道路事業(観光用有料道路事業を除く)
 - ・法非適駐車場整備事業(観光地駐車場事業を除く) 等

- 国民健康保険事業、老人医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業

公営企業会計

- 地財法上の公営企業(§6) かつ地公企法の非適用事業
 - ・法非適用の下水道事業、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜事業、観光施設事業、宅地造成事業

地方公営企業法

- 地公企法の任意適用事業(§2③)

- 地公企法の一部適用事業(§2②)
 - ・病院事業

- 地公企法の当然適用事業(§2①)
 - ・水道事業、交通事業など7事業

再
建
法
対
象
会
計

再
建
法
・
地
公
企
法
対
象
外
会
計

地
公
企
法
再
建
制
度
対
象
会
計